

○宇城広域連合火葬場条例施行規則

	平成19年 4 月 1 日	宇城広域連合規則第30号
改正	平成19年11月 1 日	宇城広域連合規則第44号
改正	平成21年12月22日	宇城広域連合規則第10号
改正	平成22年12月21日	宇城広域連合規則第10号
改正	平成25年 6 月25日	宇城広域連合規則第 6 号
改正	平成26年 3 月28日	宇城広域連合規則第 4 号
改正	平成27年12月24日	宇城広域連合規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇城広域連合火葬場条例（平成19年宇城広域連合条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「関係市町」とは、宇城広域連合龍燈苑にあつては宇土市及び宇城市（旧豊野町の区域に係るものを除く。）を、宇城広域連合寂静の里にあつては美里町、宇城市（旧豊野町の区域に係るものに限る。）をそれぞれ関係市町という。

(使用許可申請等)

第 3 条 条例第 6 条の規定により火葬場を使用しようとする者は、火葬場使用許可申請書（様式第 1 号・様式第 2 号）を管理者に提出し、火葬場使用許可書（様式第 3 号）により火葬場の使用許可を受けなければならない。この場合において、火葬については、死亡者（死胎）の場合は死体火葬許可証又は改葬許可証を、人体の一部等の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2 関係市町の住民でない者から火葬場の使用申請があつたときは、管理者は、支障がないと認めた場合に限り使用を許可する。

3 前項の「関係市町の住民でない者」とは、関係市町に住所登録を有しない者をいう。

(使用料の減免)

第 4 条 宇城広域連合火葬場使用料条例（平成19年宇城広域連合条例第37号。以下「火葬場使用料条例」という。）第 4 条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書（様式第 4 号）を広域連合長に提出しなければならない。

(受付時間及び順位)

第 5 条 申請の受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時までとし、各市役所又は町役場を通じて申請のあるもののみを受け付けるものとする。ただし、人体の一部焼却については、直接、管理者に申請するものとする。

2 関係市町の住民でない者の受付時間は、火葬前日の午後 1 時から午後 5 時までの間とし、関係市町の住民でない者が住所を有する各市役所又は各町村役場を通じて申請のあるものの

みを受け付けるものとする。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

- 3 火葬場の使用順位は、使用許可の際定めた順位による。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、順位を変更することができる。

(火葬の受付時間)

第6条 火葬の受付時間は午前9時から午後3時30分までとし、火葬は午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、これを変更することができる。

(改葬遺骨の取扱い等)

第7条 改葬遺骨の使用料の取扱い等については、申請人の住所によるものとする。

(遺がい等の引渡し等)

第8条 使用者は、指定の日時に遺がい又は人体の一部等を火葬場の係員に引き渡さなければならない。

- 2 ひつぎを火葬炉に納めるときは、関係者は立ち会うことができる。

(遺骨の引取り等)

第9条 使用者は、火葬が終わったときは、速やかに遺骨を引き取らなければならない。

- 2 使用者が前項の火葬が終わったときに遺骨を拾骨しないときは、管理者がこれを拾骨し、保管する。
- 3 死体火葬許可証又は改葬許可証は、火葬執行後火葬の日時を記入し、管理者が署名押印して使用者にこれを返付する。
- 4 墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、火葬及び分骨証明書交付請求書（様式第5号）により管理者に請求をしなければならない。
- 5 管理者は、前項の請求があったときは、分骨の終了後、申請者に対し分骨証明書（様式第5号）を交付するものとする。

(保管遺がいの火葬等)

第10条 保管遺がいでも所定の時間を経過しても使用者が遺がいを引き取らない場合は、管理者が火葬し、その遺骨は、管理者が保管する。

- 2 前条第2項及び前項の規定により保管された遺骨は、7日を経過しても使用者が引き取らないときは、管理者がこれを適宜処置するものとする。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(使用料の納入)

第11条 火葬場使用料条例第3条による使用料は、納付書（様式第6号）により火葬時に納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入された使用料は、それぞれ関係市町の施設においてその週分を取り

まとめ、毎週金曜日に宇城広域連合の会計管理者に納入するものとする。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設の特性を尊重し、建物及び施設を損傷する等の行為をしないこと。
- (2) 使用許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで火葬場で物品を販売しないこと。
- (6) 火葬場の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、係員の指示に従うこと。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日宇城広域連合規則第44号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日宇城広域連合規則第10号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日宇城広域連合規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月25日宇城広域連合規則第6号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日宇城広域連合規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日宇城広域連合規則第6号)

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

火 葬 場 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

宇城広域連合火葬場管理者 様

		許可番号		第 号	
申請者	住 所	番地 電話 — —			
	氏 名	㊞	死亡者との続柄		
死亡者 (死胎)	本 籍 (死胎の場合は父母の本籍)	番地			
	住 所 (死胎の場合は父母の住所)	番地			
	氏 名 (死胎の場合は父母の氏名)		性別	□男 □女 □不明	
	出生年月日 (死胎の場合は妊娠週数)	年 月 日 (妊娠 週)			
	死 因	□一類感染症等 □その他			
	死亡(分べん)年月日	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分			
	死亡(分べん)場所	番地 番 号			
	火葬の場所	熊本県			
使用区分	1 死体火葬 (□12歳以上 □12歳未満) 2 死胎火葬 3 その他の焼却 4 死体保管				
居住区分	□地域内 □地域外				
火葬日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分				使用料
死体保管	年 月 日から 日間 年 月 日まで				使用料

様式第 2 号 (第 3 条関係)

火葬場使用許可申請書兼許可書
(人体の一部・改葬遺骨の焼却用)

年 月 日
申請番号 第 号

宇城広域連合火葬場管理者 様

申請者	住 所	番地		
	氏 名	電話	—	—
人体の一部・改葬遺骨の焼却	住 所	番地		
	氏名 (部位)	⑥	本人との続柄	
	生 年 月 日	年 月 日	男女の別	☐ 男 ☐ 女
	焼 却 年 月 日	年 月 日	午前 午後	時 分
	焼 却 場 所			
証明書 (該当するものに○)		人体の一部	切断したことの医師の証明書を添付。	
		改 葬 遺 骨	各市町から発行された証明書を添付。	

使 用 料
円

年 月 日火葬場使用について許可する。
宇城広域連合
火葬場管理者 印

年 月 日焼却したことを証明する。
宇城広域連合
火葬場管理者 印

様式第3号 (第3条関係)

火 葬 場 使 用 許 可 書

年 月 日

		許可番号		第 号	
申請者	住 所	番地			
	氏 名	㊞	死亡者との続柄		
死亡者 (死胎)	本 籍 (死胎の場合は父母の本籍)	番地			
	住 所 (死胎の場合は父母の住所)	番地			
	氏 名 (死胎の場合は父母の氏名)		性別	□男 □女 □不明	
	出生年月日 (死胎の場合は妊娠週数)	年 月 日 (妊娠 週)			
	死 因	□一類感染症等 □その他			
	死亡(分べん)年月日	年 月 日		午前 時 分 午後 時 分	
	死亡(分べん)場所	番地 番 号			
	火葬の場所	熊本県			
使用区分	1 死体火葬 (□12歳以上 □12歳未満) 2 死胎火葬 3 その他の焼却 4 死体保管				
居住区分	□地域内 □地域外				
火葬日時	年 月 日		午前 時 分 午後 時 分	使用料	
死体保管	年 月 日から 年 月 日まで		日間	使用料	

年 月 日火葬場使用について許可する。

宇城広域連合火葬場管理者



様式第 4 号 (第 4 条関係)

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

宇城広域連合長 様

申請者 住所

氏名 ⑥

(死亡者との続柄)

宇城広域連合火葬場使用料条例第 4 条の規定により使用料を減免して下さるよう申請
します。

死 亡 者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
使用許可の日付	年 月 日	火葬許可番号	第	号
火 葬 場 使 用 料	円			
減 免 額	☐ 減額する額 円 ☐ 免除			
減免の理由				

以上の減免の理由について相違ないことを証明する。

年 月 日

長

⑥

宇城広域連合長 様

様式第 5 号 (第 9 条関係)

火葬及び分骨証明書交付請求書

年 月 日

宇城広域連合火葬場管理者 様

申請者 住所
氏名 (死亡者との続柄) ⑩

次の者の遺骨を分骨したいので、宇城広域連合火葬場条例施行規則第 9 条第 4 項の規定により次のように請求します。

死亡者 又は 死産児 の父母	本 籍		
	死亡 (死産) 当時の住所		
	氏 名		性別 男 ・ 女
死亡者の生年月日		年 月 日	妊娠週数 (満 週)
死 亡 分 べ ん	年月日	年 月 日	
	場 所		
火 葬 の 場 所		龍 燈 苑・寂静の里	
火 葬 年 月 日		年 月 日	
火葬及び分骨証明書 以上のとおり火葬し、及び収骨の際に分骨したことを証明する。 年 月 日 宇城広域連合火葬場管理者 ⑩			

様式第6号（第11条関係）

火 葬 場 使 用 料 納 付 書

第 号		住所				
年度		納入者氏名様				
金 額		万	千	百	十	円
種 別		単位	使用料	件数	領収金額	
火葬場使用料	火葬料	遺がい	12歳以上	1体	円	円
			12歳未満	1体		
			死産児	1胎		
	改葬遺骨		1件			
	焼却料	人体の一部汚物等	1件			
遺がい保管料		1日				
合 計						円
火葬料を上記のとおり納付します。 年 月 日						
		取扱者印	領収日付印			

火 葬 場 使 用 料 収 入 済 通 知 書

第 号		住所				
年度		納入者氏名納				
金 額		万	千	百	十	円
種 別		単位	使用料	件数	領収金額	
火葬場使用料	火葬料	遺がい	12歳以上	1体	円	円
			12歳未満	1体		
			死産児	1胎		
	改葬遺骨		1件			
	焼却料	人体の一部汚物等	1件			
遺がい保管料		1日				
合 計						円
火葬料を上記のとおり収入したから通知します。 年 月 日 印						
収入簿		宇城広域連合会計管理者氏 名 様				
消込日付印		宇城広域連合長氏 名 様				

火葬場使用料納付通知書兼領収書

第 号		住所				
年度		納入者氏名様				
金 額		万	千	百	十	円
種 別		単位	使用料	件数	領収金額	
火葬場使用料	火葬料	遺がい	12歳以上	1体	円	円
			12歳未満	1体		
			死産児	1胎		
	改葬遺骨		1件			
	焼却料	人体の一部汚物等	1件			
遺がい保管料		1日				
合 計						円
火葬料を上記のとおり納めてください。 年 月 日 宇城広域連合長氏 名						
火葬料を上記のとおり領収しました。		取扱者印	領収日付印			
宇城広域連合会計管理者氏 名						